

学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部改正について

このことについて、学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正したいので、別紙案を添えて請議します。

平成31年3月22日提出

教育長 平 松 直 巳

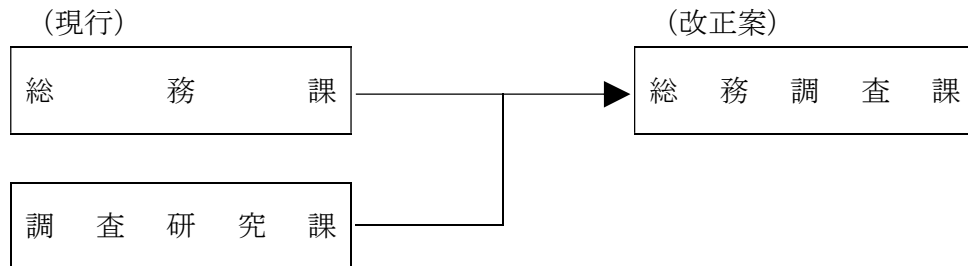
説 明

この案を提出するのは、愛知県埋蔵文化財調査センターの組織の変更に伴い、規定を整備する必要があるからである。

学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部改正の概要

1 改正の理由

愛知県埋蔵文化財調査センターについては、県教育委員会が直接的に埋蔵文化財の発掘調査を実施できるよう体制の見直しを行い、平成22年4月1日から総務課と調査研究課の2課体制としてきたが、発掘調査事業の縮小に伴い、総務調査課の1課体制に変更する。



2 改正の内容

別紙のとおり

3 施行期日

平成31年4月1日

学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年 月 日

愛知県教育委員会教育長 平松直巳

愛知県教育委員会規則第 号

学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則

学校以外の教育機関の組織に関する規則（昭和四十五年愛知県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

（埋蔵文化財調査センター）

第三条 愛知県埋蔵文化財調査センター（以下「埋蔵文化財調査センター」という。）に総務調査課を置く。

2 総務調査課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 文書及び公印の管守に関する事。
- 二 職員の人事及び福利厚生に関する事。
- 三 予算、会計及びその他庶務に関する事。
- 四 土地、建物、附属設備及び物品の保全管理に関する事。
- 五 埋蔵文化財の調査研究に関する事。
- 六 埋蔵文化財の保存処理、収蔵及び展示に関する事。
- 七 埋蔵文化財に関する資料の収集、保存及び刊行に関する事。
- 八 埋蔵文化財の調査に関する指導及び研修に関する事。
- 九 埋蔵文化財に関する知識の普及及び広報に関する事。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

新

(埋蔵文化財調査センター)

第三条 愛知県埋蔵文化財調査センター(以下「埋蔵文化財調査センター」という。)

に総務調査課を置く。

2| 総務調査課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 文書及び公印の管守に関すること。
- 二 職員の人事及び福利厚生に関すること。
- 三 予算、会計及びその他庶務に関すること。
- 四 土地、建物、附属設備及び物品の保全管理に関すること。
- 五 埋蔵文化財の調査研究に関すること。
- 六 埋蔵文化財の保存処理、収蔵及び展示に関すること。
- 七 埋蔵文化財に関する資料の収集、保存及び刊行に関すること。
- 八 埋蔵文化財の調査に関する指導及び研修に関すること。
- 九 埋蔵文化財に関する知識の普及及び広報に関すること。

旧

(埋蔵文化財調査センター)

第三条 愛知県埋蔵文化財調査センター(以下「埋蔵文化財調査センター」という。)

に次の課を置く。

総務課

調査研究課

2| 前項の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

- 一 文書及び公印の管守に関すること。
 - 二 職員の人事及び福利厚生に関すること。
 - 三 予算、会計及びその他庶務に関すること。
 - 四 土地、建物、附属設備及び物品の保全管理に関すること。
 - 五 その他調査研究課の主管に属しないこと。
- 調査研究課
- 一 埋蔵文化財の調査研究に関すること。
 - 二 埋蔵文化財の保存処理、収蔵及び展示に関すること。
 - 三 埋蔵文化財に関する資料の収集、保存及び刊行に関すること。
 - 四 埋蔵文化財の調査に関する指導及び研修に関すること。
 - 五 埋蔵文化財に関する知識の普及及び広報に関すること。